

## 動きし出した (略称) 休眠預金等活用法



CNCN 常務理事・サービス提供部門長 有岡 正樹

この1月より「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28年法律第101号として2016年12月2日に成立、以下休眠預金等活用法)が施行され、内閣府が民間公益活動促進のための休眠預金等活用に関する業務を担当し、金融庁が休眠預金等の各金融機関から預金保険機構への移管、預金者への返還に係る部分を所管することになった。2009年1月1日以降10年以上取引のない預金等(休眠預金等)は、民間公益活動に活用されることとなる。

CNCN では「休眠預金等活用の基本方針策定に向けた地方公聴会」に参加する機会があったので、法が施行されたのを機に、NPO ファイナンスシリーズのテーマとしてその概要を紹介しておきたい。

### 1. 法制度化の経緯

2014年4月休眠預金の社会的活用の重要性への認識を共有する国会議員が集い、その法制化を推進するため「休眠預金活用推進議員連盟」を設立し議論を重ねて、2016年5月に議員立法法案として国会に提出、衆議院財務金融委員会で審議され、同年11月可決、12月に法として成立したものである。

その後休眠預金等活用審議会によりその施行に必要な基本方針策定の検討がなされ、2017年9月にまとめられた「議論の中間整理」に基づき上記の地方公聴会が、9月20日~10月2日にかけて東京、大阪他5都市で開催された。その後2ヶ月で6回の審議会が集中開催され、12月26日の第10回審議会でその施行案がまとめられ、本年1月の施行に至った。

### 2. 活用の意義と仕組み

諸外国では、休眠預金を国庫に組み入れられたり、福祉事業等に限って活用している例もあるが、我が国においては、払戻額を差し引いても毎年700億円程度にもものぼる休眠預金等は、①預金の公共的役割等に照らし、②「人口急減・超高齢化社会」到来に備えて、それを活用し、広く国民一般に還元することとしている。

休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み

みは上記議員連盟ウェブサイト「法律案概要」によれば右図の通りである。その活用分野としては、

- ① 子ども及び若者の支援に係る活動
- ② 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
- ③ 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

の3分野と、それに準ずるものとして内閣府令で定める活動を上げている。

### 3. 今後の方向

法の施行は基本方針の確定後が通常だが、それがずれて3月末になるとの予定でもあり、まだ社会の関心は大きくない。ガイドラインの作成などを得て動きだすまでには、いまだ少し時間が掛かりそうである。民間公益活動の範囲、「顔の見えない」貸し手、指定活用団体の役割と位置付け等、試行錯誤的な段階を経て、外部資金や社会的投資の呼び水となるような制度化を期待したい。

